

【公報種別】商標公報の訂正

【発行日】令和4年7月8日（2022. 7. 8）

【登録番号】商標登録第6496824号（T6496824）

【掲載公報発行日】令和4年1月25日（2022. 1. 25）

【年通号数】登録公報（商標）2022-010

【区分】42

【出願番号】商願2021-117728（T2021-117728）

【訂正要旨】令和4年3月29日（2022. 3. 29）発行の「商標公報の訂正」は取消す。本件「商標公報」は【商標法第68条の32第1項適用】、【商標法第68条の37適用】の表示の脱落により下記のとおり訂正する。

（190）【発行国】日本国特許庁（JP）

（450）【発行日】令和4年1月25日（2022. 1. 25）

【公報種別】商標公報

（111）【登録番号】商標登録第6496824号（T6496824）

（151）【登録日】令和4年1月11日（2022. 1. 11）

（540）【登録商標】

WINDOWS HD COLOR

（500）【商品及び役務の区分の数】1

（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第42類 オンラインによるコンピュータグラフィックス用ソフトウェアの提供，画像・グラフィック及びテキスト処理用のアプリケーションソフトウェアのオンラインによる提供（SaaS），電子式スクリーン用及びディスプレイ用の4K解像度・ハイダイナミックレンジ（HDR）機能・トゥルーカラーレンダリング・環境対照及び照度順応の操作作用・改良用・提供用及び支援用のアプリケーションソフトウェアのオンラインによる提供（SaaS），拡張現実及び仮想現実におけるグラフィック及び視覚映像技術に関するアプリケーションソフトウェアのオンラインによる提供（SaaS）

【国際分類第11版】

（210）【出願番号】商願2021-117728（T2021-117728）

（220）【出願日】平成30年4月12日（2018. 4. 12）

（310）【優先権主張番号】87874619

（320）【優先日】平成29年10月16日（2017. 10. 16）

（330）【優先権主張国・地域又は機関】アゼルバイジャン（AZ）

（732）【商標権者】

【識別番号】500046438

【氏名又は名称】マイクロソフト コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】MICROSOFT CORPORATION

【住所又は居所】アメリカ合衆国 ワシントン州 98052-6399 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ

【住所又は居所原語表記】One Microsoft Way, Redmond WA 98052-5321 United State of America

（740）【代理人】

【識別番号】100079108

【弁理士】

【氏名又は名称】稲葉 良幸

（740）【代理人】

【識別番号】100080953

【弁理士】

【氏名又は名称】田中 克郎

（740）【代理人】

【識別番号】100109520

【弁理士】

【氏名又は名称】石田 昌彦

【商標法第 6 8 条の 3 2 第 1 項適用】議定書第 6 条（4）の規定により取り消された国際登録の国際登録番号は第 1 4 1 2 8 1 0 号であり、その国際登録日は平成 3 0 年 4 月 1 2 日である。

【商標法第 6 8 条の 3 7 適用】本件は、商標法第 6 8 条 3 7 の規定により、登録異議の申し立ての対象から除外される。

【法区分】平成 2 3 年改正

【審査官】太野垣 卓

（5 6 1）【称呼（参考情報）】ウインドーズエイチデイカラー、ウインドーズエッチデイカラー、ウインドーズエイチデイ、ウインドーズエッチデイ、ウインドーズ、エイチデイカラー、エッチデイカラー、カラー

【検索用文字商標（参考情報）】W I N D O W S H D C O L O R

【類似群コード（参考情報）】

第 4 2 類 4 2 X 1 1